

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第九条の二 法第八条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、特定新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>（新設）</p>